

大和市告示第31号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月6日

大和市長 大木 哲

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「行い、当該年度の市の予算の範囲内で交付する」を「行う」に改める。

第7条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第1被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項を次のように改める。

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金	令和元年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の実施について（令和元年8月から9月の前線に伴う大雨等及び台風第19号等）（令和元年12月10日付け元経営第1970号農林水産省経営局長通知。以下「通知」という。）別紙1に定める対象となる気象災害等のうち、台風第15号及び台風第19号による被害の復旧等の取組であって、通知別紙9(2)及び(3)の規定により読み替えて適用する強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知別紙。以下「国実施要綱」という。）別記2Ⅲ第1、2(1)イ(ア)に規定する事業（同(イ)aからdまでに掲げる基準を満たすものに限る。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）	通知別紙1に定める対象となる気象災害等のうち、台風第15号及び台風第19号による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であること。
---------------------	--	---

別表第2被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項補助率等の欄を次のように改める。

国実施要綱別記2Ⅲ第2、1(1)の規定により算定した額（以下「国補助額」という。）に、補助対象経費に10分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）に2を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、国実施要綱別記2Ⅲ第2、1(1)イ(ア)に規定する助成対象施設等が農業保険法（昭和22年法律第185号）に規定する園芸施

設共済に加入している場合は、国補助額に、次の各号に掲げる共済金率（農業保険法第161条第1項の規定により支払われる共済金の額を補助対象経費で除して得た率をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）に2を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 0.3以下のとき 補助対象経費に10分の2を乗じて得た額

(2) 0.3を超え、0.4未満のとき 補助対象経費に、次の式により算定した数（小数点第3位以下の端数は切り上げる。）を乗じて得た額

$$(0.7 - \text{共済金率}) / 2$$

(3) 0.4以上のとき 補助対象経費に、次の式により算定した数（小数点第3位以下の端数は切り上げる。）を乗じて得た額

$$(0.5 - \text{共済金率} / 2) / 2$$

別表第2被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項中「融資等活用型補助事業対象経営体調書」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。